

「篠路駅周辺地区まちづくり計画」に基づく 篠路団地地区計画等の変更に関する説明会の開催について

日ごろより札幌市のまちづくりにご協力を賜り、誠にありがとうございます。

札幌市では、現在低未利用な状態にある篠路駅東側の市有地において、篠路駅周辺地区の魅力創出と活力向上に繋がる土地利用を具体化するため、市有地等の都市計画の変更を予定しております（詳細は裏面参照）。

つきましては、市有地の周辺や篠路団地地区計画の区域にお住まいの皆様へ都市計画の変更案についてご説明するため、下記のとおり説明会を開催することとしましたので、ご案内申し上げます。

記

1 説明会の概要

(1) 開催日時

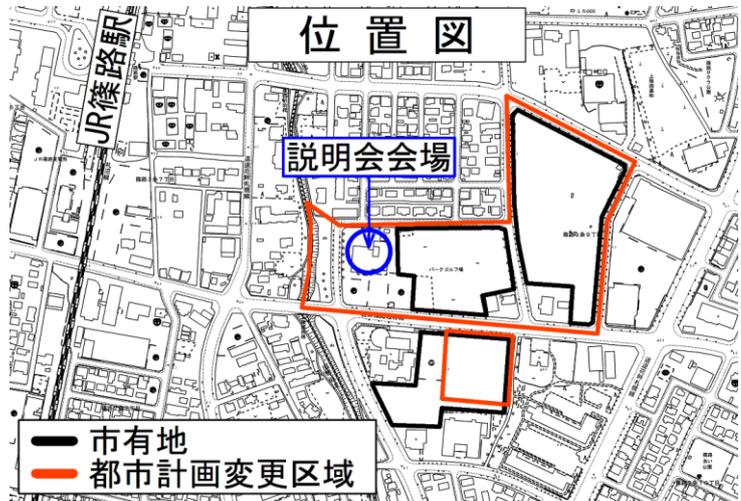
令和5年6月19日（月）
18：30～（1時間程度を予定）

(2) 開催場所

篠路コミュニティセンター
1階ホール
（北区篠路3条8丁目11-1）

(3) 説明内容

「篠路駅周辺地区まちづくり計画」に基づく都市計画の変更について



※土地利用規制が変わるのは、図の赤線内の区域のみです

■お問い合わせ先 札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 事業推進課
【担当：平、唐太、木村 ^{からた} TEL 011-211-2706】

■札幌市のホームページ（篠路駅周辺地区のまちづくりについて）

https://www.city.sapporo.jp/keikaku/partnership/shinoro/p_shinoro.html
（右の二次元コードからアクセスできます⇒）

これまでのまちづくりの経緯や、「篠路駅周辺地区まちづくり計画」などをご覧ください



2 都市計画変更の概要

① 横新道より北側の区域（篠路3条8丁目の一部、3条9丁目）

- 「篠路駅周辺地区まちづくり計画」で示す多様な機能を誘導するため、用途地域、特別用途地区、高度地区を変更します。
- 新たな機能を導入しつつ、既存の住環境と調和した良好な住宅市街地の形成を図るため、篠路団地地区計画の区域に編入します。

② 横新道より南側の区域（篠路2条9丁目の一部）

- 「篠路駅周辺地区まちづくり計画」で示す機能を誘導するため、篠路団地地区計画を変更します。

※ 土地利用規制が変わるのは、赤線で囲んだ区域のみです。
それ以外の土地にかかる規制の変更はありません。

◆「篠路駅周辺地区まちづくり計画」とは◆

篠路駅周辺地区は、北区北部3地区の生活を支える「地域交流拠点」に位置付けられています。

「篠路駅周辺地区まちづくり計画」では、地域交流拠点にふさわしいまちづくりを進めるため、今回の都市計画変更の対象である市有地をはじめとする低未利用地の活用と、地域主体の多様なまちづくり活動の方向性・展開を示しています。

